

ハローワーク長野 情報通信

令和2年10月

長野公共職業安定所
電話 026-228-1300

〔令和2年12月1日発表〕
R2-8

求人・求職の動き

有効求人倍率

有効求人人数

1.23

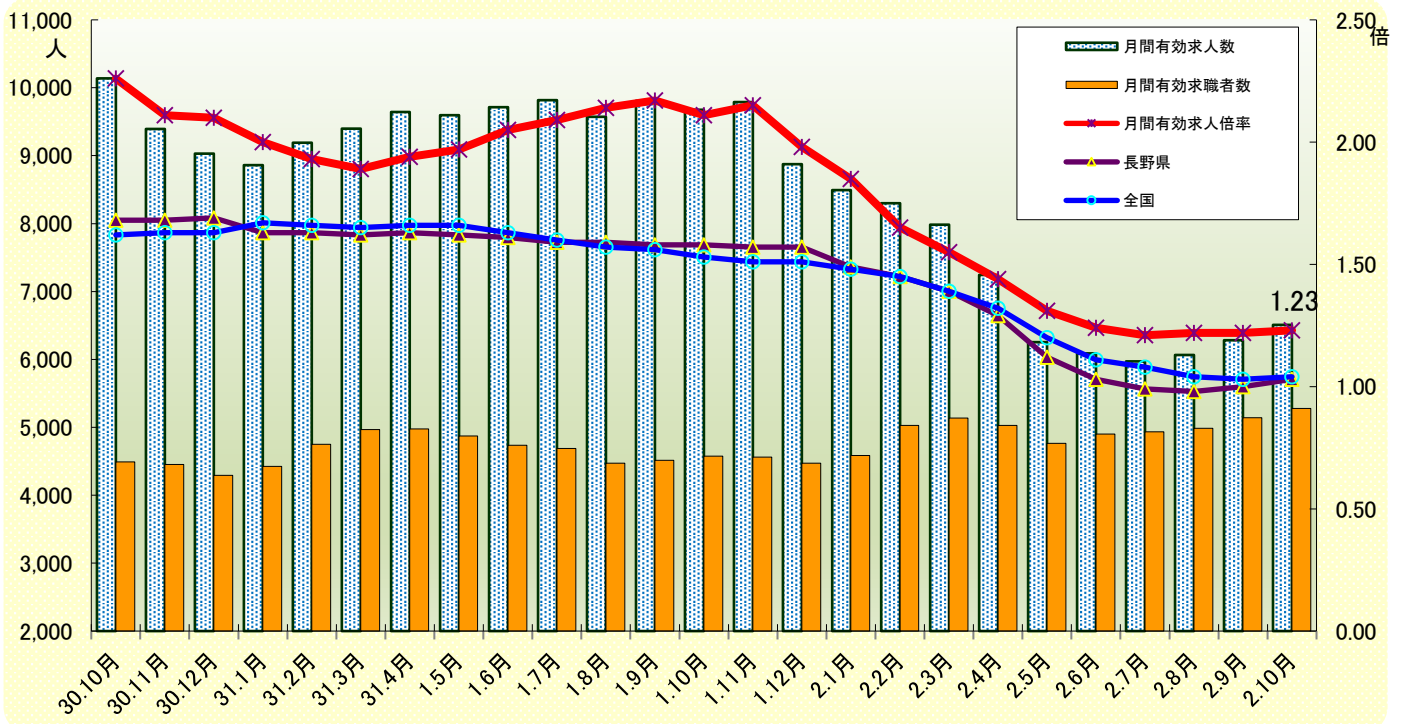
$$= \frac{6,507}{5,277}$$

{ 一般の求人 4,176 }
 { パート求人 2,331 }
 { 一般希望者 3,163 }
 { パート希望者 2,114 }

- ◆ 10月の月間有効求人倍率は前月比0.03ポイント上回った。前年同月比では0.86ポイント下回った。
- ◆ 月間有効求人人数は前年同月比32.7%の減少となった。
- ◆ 月間有効求職者は前年同月比15.3%の増加となった。

令和2年10月
長野県 1.03倍(全国29位)
全国 1.04倍

①有効求人倍率の推移



全国及び長野県は季節調整値です。
季節調整値の再計算が行われ、令和元年12月以前の全国及び長野県の数値は改定されています。
なお、ハローワーク長野は実数値です。

過去2年間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
最近年	2.15	1.98	1.85	1.65	1.55	1.44	1.31	1.24	1.21	1.22	1.22	1.23
前年	2.11	2.10	2.00	1.93	1.89	1.94	1.97	2.05	2.09	2.14	2.17	2.11

② 新規求人・月間有効求人状況

- ◆ 10月の新規求人者数は、前年同月比31.4%減少した。
うち常用（パートを除く）は前年同月比 16.8%の減少、パートは同比33.6%減少した。

		1.10	1.11	1.12	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10
新規 求人 数	全 数	3,730	3,180	2,942	3,060	2,843	2,759	2,451	1,993	2,314	2,311	2,089	2,231	2,559
	前年比(%)	1.1	2.4	2.5	▲7.2	▲15.8	▲19.2	▲35.8	▲34.5	▲30.6	▲42.0	▲30.4	▲33.6	▲31.4
	うち 常用	1,822	1,698	1,658	1,717	1,530	1,620	1,411	1,126	1,501	1,283	1,197	1,440	1,516
	前年比(%)	▲10.7	1.5	3.3	▲3.3	▲11.3	▲14.7	▲23.1	▲28.6	▲23.8	▲29.8	▲29.2	▲19.0	▲16.8
	うち パート	1,450	1,296	1,114	1,235	1,227	947	997	728	764	951	844	717	963
	前年比(%)	▲1.8	2.5	5.5	▲2.2	▲13.3	▲28.7	▲32.7	▲42.9	▲35.2	▲41.1	▲26.4	▲45.0	▲33.6
	常用のうち正社員	1,309	1,183	1,087	1,208	1,045	1,048	1,020	820	961	941	898	1,000	1,126
	前年比(%)	3.3	▲1.9	▲1.3	6.1	▲10.8	▲5.3	▲13.6	▲29.0	▲22.7	▲25.3	▲25.1	▲16.4	▲14.0
	全数に占める 正社員の割合(%)	35.1	37.2	36.9	39.5	36.8	38.0	41.6	41.1	41.5	40.7	43.0	44.8	44.0
	月間 有効 求人 数	全 数	9,675	9,787	8,875	8,492	8,300	7,983	7,246	6,256	6,087	5,972	6,065	6,283
前年比(%)		▲4.6	4.2	▲1.7	▲4.2	▲9.7	▲15.1	▲24.9	▲34.8	▲37.3	▲39.2	▲36.7	▲35.9	▲32.7
うち 常用		5,145	5,127	5,029	4,830	4,691	4,613	4,309	3,789	3,799	3,666	3,707	3,837	3,986
前年比(%)		1.4	0.5	▲1.7	▲2.1	▲5.7	▲10.3	▲15.1	▲24.5	▲27.7	▲28.8	▲28.9	▲24.9	▲22.5
うち パート		3,677	3,778	3,414	3,292	3,318	3,006	2,701	2,196	2,152	2,143	2,206	2,261	2,331
前年比(%)	▲8.8	0.8	▲0.7	▲1.5	▲6.8	▲16.7	▲27.4	▲41.2	▲41.0	▲43.1	▲37.2	▲40.0	▲36.6	

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

③ 新規求人の産業別割合（パートを含む）

- ◆ 10月の新規求人の産業別では、前年比で増加となっている産業の特徴として、【M宿泊・飲食サービス業】は前月はコロナ禍により前年比での減少が大きかったが、GOTOキャンペーン等での需要増加により前年同月比で26%の増加となった。【E製造業】で増加に転じている種別もあるが、全体では縮小傾向が続いており前年同月比3.1%の減少。総じてコロナ禍により求人が減少している。

産業別	新規求人数(人)	前年比(%)	産業別	新規求人数(人)	前年比(%)
全 数	2,559	▲31.4	G 情報通信業	59	▲41.6
D 建設業	221	▲5.6	H 運輸業・郵便業	48	▲52.5
E 製造業	188	▲3.1	I 卸売業・小売業	623	▲11.0
09 食料品	62	29.2	J・K 金融・保険・不動産業	69	9.5
15 印刷・同関連	9	▲64.0	M 宿泊・飲食サービス業	63	26.0
18 プラスチック	0	▲100.0	76 飲食店	49	28.9
24 金属製品	14	16.7	N 生活関連サービス・娯楽業	43	▲56.6
25 はん用機械器具	0	▲100.0	O 教育学習支援業	34	25.9
27 業務用機械器具	0	▲100.0	P 医療・福祉	349	▲27.9
28 電子部品・デバイス・電子回路	12	▲58.6	R サービス業	673	▲54.8
29 電気機械器具	53	65.6	91 職業紹介・労働者派遣業	59	▲90.5
31 輸送用機械器具	13	44.4	その他の産業	189	0.5

※ その他の産業には、「A・B農・林・漁業」「C鉱業・採石業・砂利採取業」「F電気・ガス・熱供給・水道」「I学術研究・専門・技術サービス」「Q複合サービス」「S・T公務」を含みます。

④ 新規求職・月間有効求職の状況

- ◆ 10月の新規求職者数は、前年同月比3.8%減少した。
うち常用（パートを除く）は前年同月比 8.1%の減少、パートは同比5.1%増加した。
月間有効求職者数は前年同月比で総じて増加しており、求職活動が長期化しているものと思われる。

		1.10	1.11	1.12	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10
新規求職者数	全 数	1,076	948	929	1,256	1,247	1,065	1,215	871	1,149	965	888	1,040	1,035
	前年比(%)	▲0.7	▲5.1	3.5	2.3	▲2.6	▲6.7	▲7.0	▲20.9	23.2	▲4.8	5.3	0.8	▲3.8
	うち 常用	704	575	587	827	790	697	755	554	671	627	589	667	647
	前年比(%)	6.5	▲1.2	2.6	5.8	1.9	▲1.0	0.8	▲15.2	13.2	▲6.0	10.5	2.5	▲8.1
	うち パート	369	329	296	406	457	368	460	317	478	338	299	373	388
	前年比(%)	▲11.7	▲4.9	14.3	▲3.6	▲8.8	▲16.0	▲16.2	▲28.3	41.4	▲2.3	▲2.3	▲1.1	5.1
月間有効求職者数	全 数	4,577	4,561	4,472	4,587	5,026	5,139	5,028	4,764	4,899	4,936	4,985	5,142	5,277
	前年比(%)	1.9	2.4	4.2	3.7	5.8	3.5	1.0	▲2.3	3.4	5.3	11.4	13.9	15.3
	うち雇用保険 受給者	1,275	1,258	1,226	1,247	1,132	1,110	1,197	1,229	1,415	1,560	1,658	1,761	1,759
	前年比(%)	▲4.6	▲5.2	▲7.5	▲3.8	▲7.1	▲6.1	▲7.0	▲5.7	6.4	12.7	28.2	35.4	38.0
	うち 常用	2,779	2,750	2,705	2,811	3,104	3,167	3,040	2,851	2,874	2,930	3,003	3,095	3,158
	前年比(%)	3.4	5.3	6.9	6.3	8.6	7.6	5.3	1.1	4.5	4.4	11.8	13.7	13.6

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

⑤ 職業紹介・就職の状況（パートを含む）

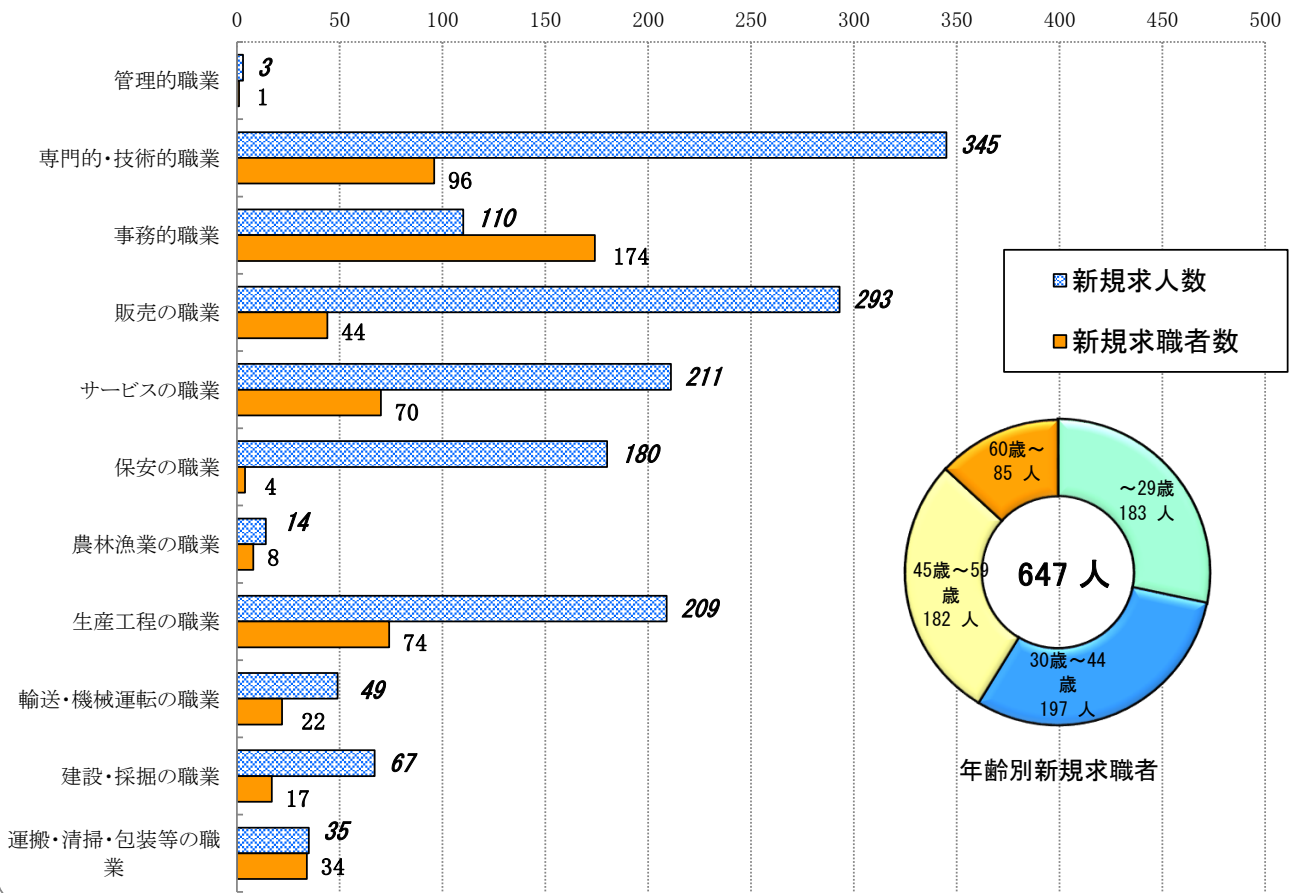
- ◆ 10月の就職件数は、前年同月比で4.3%減少し、新規求職者に対する就職率は前年の32.3%に対し、0.1ポイント減少し32.2%となった。

		1.10	1.11	1.12	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10
紹介件数	全 数	1,338	1,305	1,076	1,308	2,049	1,638	1,185	1,025	1,337	1,293	1,054	1,256	1,172
	うち雇用保険 受給者	296	321	225	233	268	288	176	190	292	328	281	337	295
	前年比(%)	▲11.4	1.6	4.1	▲11.4	▲11.9	▲16.3	▲15.3	▲30.6	▲8.4	▲9.5	▲6.4	▲13.4	▲12.4
	有効求職者に対する紹介率	29.2	28.6	24.1	28.5	40.8	31.9	23.6	21.5	27.3	26.2	21.1	24.4	22.2
就職件数	全 数	348	319	325	246	338	570	361	255	297	347	252	321	333
	うち雇用保険 受給者	92	82	99	61	64	83	73	46	68	108	69	100	94
	前年比(%)	▲9.6	▲9.6	▲4.4	▲20.4	▲13.8	▲5.6	▲7.7	▲32.2	▲16.6	▲4.4	▲17.1	▲5.0	▲4.3
	新規求職者に対する就職率	32.3	33.6	35.0	19.6	27.1	53.5	29.7	29.3	25.8	36.0	28.4	30.9	32.2

⑥ 職業別新規求人・求職の状況(パートを除く常用)

◆パートを除く新規常用求職者は647人で、前年同月は704人で57人減少した。

◆新規求人・求職者数を職業別に対比してみると概ね新規求人数が新規求職者数より多い。



⑦ 新規求職者の態様別状況の推移 (パートを除く常用)

◆在職者は前年同月比 20.7%減少、離職者は前年同月比 4.8%の増加、無業者は前年同月比8.1%の減少となった。

	1.10	1.11	1.12	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10
在職者	319	260	288	403	433	335	219	178	251	230	254	291	253
前年同月比	5.6	1.2	▲1.4	6.3	▲2.3	0.3	▲17.7	▲28.8	▲1.2	▲24.3	4.1	▲6.7	▲20.7
離職者	311	274	258	375	300	293	475	337	370	313	289	319	326
前年同月比	0.6	▲5.2	6.2	3.0	5.3	▲4.6	13.4	▲0.3	25.9	5.7	18.0	8.1	4.8
うち事業主都合離職者	60	59	67	69	65	51	144	91	113	78	76	91	89
前年同月比	▲3.2	11.3	9.8	0.0	8.3	▲32.9	28.6	30.0	121.6	90.2	28.8	51.7	48.3
うち自己都合離職者	225	199	178	280	214	220	293	222	231	220	200	212	218
前年同月比	▲3.4	▲8.7	6.0	2.9	1.4	3.8	11.8	▲10.1	4.1	▲5.2	17.0	▲3.6	▲3.1
無業者	74	41	41	49	57	62	53	31	49	83	44	57	68
前年同月比	48.0	13.9	10.8	25.6	21.3	▲1.6	▲17.2	▲52.3	8.9	23.9	0.0	29.5	▲8.1

(新規求職者の態様別状況は、速報値であり修正があり得ます。)

⑧ 人員整理状況 (1件あたり10人以上)

	1.10	1.11	1.12	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10
件数	1	0	2	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0
人数	13	0	42	0	39	12	20	26	14	0	31	17	0

雇用保険の状況

⑨ 雇用保険適用事業所・被保険者・給付金受給者の状況

- ◆ 受給資格決定件数は、前年同月比13.4増加した。
- ◆ 受給者実人員は、前年同月比63.3%増加した。

	1.10	1.11	1.12	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	2.10
事業所月末現在数	5,472	5,472	5,476	5,479	5,498	5,504	5,516	5,531	5,536	5,534	5,551	5,513	5,523
前年同月比(%)	0.6	0.4	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	0.8	0.7	1.0	0.7	0.9
資格取得数	1,250	1,205	1,214	1,114	956	1,378	2,504	3,205	2,304	1,235	1,001	1,162	1,234
資格喪失数	1,485	1,255	1,182	1,604	1,118	1,405	3,637	1,787	1,274	1,282	1,163	1,156	1,832
被保険者月末現在数	120,547	120,467	120,484	119,992	119,915	120,035	117,385	119,394	120,530	120,259	120,040	120,065	119,376
前年同月比(%)	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	1.0	▲1.0	▲0.8	▲0.3	▲0.6	▲0.7	▲0.6	▲1.0
受給資格決定件数	224	210	195	229	193	221	397	287	376	291	228	266	254
前年同月比(%)	▲11.5	▲10.3	21.9	4.1	2.7	3.3	3.1	▲6.2	63.5	37.9	23.9	22.6	13.4
基本手当受給者実人員数	905	995	986	1,019	903	920	793	987	1,219	1,395	1,454	1,520	1,478
前年同月比(%)	▲3.4	14.9	21.9	24.3	12.2	15.4	▲1.9	7.5	36.7	44.6	56.0	64.7	63.3

雇用調整助成金の受給額の上限が引き上げられました

受給額の上限を引き上げます

(1人あたり日額8,370円 ⇒15,000円)

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10 (100%) に拡充します

- 令和2年4月1日から12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます(裏面へ)
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です

<様式はこちら>



「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・ 令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、解雇等を行っていないこと(解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます)
- ・ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

※「経済的理由」・「その他の支給要件」の詳細は、厚生労働省ホームページ又は下記でご確認ください。

【お問合せ先】 ハローワーク長野 事業所部門 ☎ 026-228-1300 (内線31#)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の受付開始について

コールセンターが開設されました！！

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話番号 0120-221-276

事業主のみなさまへ

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります
対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月31日以降
民間企業	2.2 %	2.3 %
国、地方公共団体	2.5 %	2.6 %
都道府県等の教育委員会	2.4 %	2.5 %

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保 + 70歳までの就業確保
(義務) (努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者就業確保措置について

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)